

「長田区制 80 周年記念ロゴマーク」の使用に関する要綱

長田区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市長田区（以下「区」という。）の「長田区制 80 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴのデザインは別図のとおりとする。

(使用の目的)

第3条 ロゴは長田区制 80 周年の PR のために使用するものとし、使用に際しては次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利・非営利を問わず使用することができる。

- (1) 区及び神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を区及び神戸市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第 2 条第 1 項第 1 号および第 2 号 に該当するもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると区長が認めるとき

(使用の手続)

第4条 ロゴの使用の承認を受けようとする者（以下、「使用者」という。）は、「長田区制 80 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）」に、必要な書類を添えて 区に提出しなければならない。

- 2 区は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、「長田区制 80 周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（第 2 号様式）」により申請者に通知するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、使用の手続き無く、使用することができる。
 - (1) 国または地方公共団体、地域団体が使用する場合
 - (2) 報道関係機関が報道目的で使用する場合
 - (3) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合
 - (4) 「長田区制 80 周年記念事業補助金」の交付が決定した事業に関して、広報等の目的で使用する場合
 - (5) その他区長が許可した場合

(使用期間及び撤去義務)

第5条 前条の規定に基づき、ロゴの使用期間は、原則として施行日～令和7年12月31日までとする。
ただし、事情により必要な場合は令和8年3月31日までの期間まで可能とする。使用期間経過後に公の場所に掲示又は設置されたロゴの付いた掲示物又は設置物を撤去する義務を負う。

(使用上の遵守事項等)

第6条 ロゴを使用するにあたり、次の各号を遵守すること。

- (1) ロゴは形状を変更して使用しないこと
- (2) ロゴ及び作成した制作物を商標登録または意匠登録しないこと
- (3) 有料販売する場合は制作物等の価格がロゴ使用前より高額とならないこと。

(使用料)

第7条 ロゴのデザインの使用料は無料とする。

(使用の取消)

第8条 使用の承認を受けた者が、次の各号にあたる場合、区はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用の承認を受けた者に損害が生じても、区は、その責めを負わない。

- (1) 第3条第1項に該当する場合
- (2) 第6条に定める事項を遵守しなかった場合
- (3) 様式第1号の記載内容に虚偽が認められた場合

(所管)

第9条 当要綱に関する事務は、長田区総務部地域協働課が所管する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、区の指示に従う。

附 則

- 1 令和7年1月28日より施行する。

別図

